

福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 28 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 月形祐二

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第 6 号

福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例
施行規則の一部を改正する規則
福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則（
平成 19 年規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 2 条を加える。

（旅行業者等）

第 1 条の 2 条例第 2 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める者は、國
家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号。以
下「政令」という。）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者とす
る。

2 条例第 2 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定めるものは、役務及び
政令第 2 条第 1 項第 9 号に規定するカード等とする。

（特別職の職員等の区分）

第 1 条の 3 条例第 2 条第 3 項に規定する規則で定める区分は、別表第
1 に定める区分によるものとする。

第 2 条を次のように改める。

（命令変更等の場合等）

第 2 条 条例第 3 条第 5 項に規定する規則で定める場合は、傷病その他
やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したときとする。

2 条例第 3 条第 5 項の規定により支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃
、航空賃若しくはその他の交通費として、又はホテル、旅館その他の
宿泊施設の利用を予約するために支払った金額で、所要の払戻の手続
をとったにもかかわらず、払戻を受けることができなかつた額とする
。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例の

規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費又は宿泊費の額をそれぞれ超えることはできない。

第7条第1項中「条例第12条第1項」を「条例第11条第1項」に、「別表」を「別表第2」に改め、同条第2項中「条例第12条第2項の規定による」を「条例第11条第2項に規定する」に改め、同条第3項中「条例第12条第3項の規定による」を「条例第11条第3項に規定する」に改める。

第8条第1項中「条例第13条第1項」を「条例第12条第1項第2号」に、「、特別車両料金及び座席指定料金」を「及び同項第5号に規定する特別車両料金」に改め、同項第2号ア中「条例第13条第2項の規定により」を「条例第12条第1項第2号に規定する」に改め、同項第3号を削る。

第9条中「条例第14条第1項に規定する旅客運賃」を「条例第13条第1項第1号に規定する運賃」に、「、寝台料金及び特別船室料金」を「、同項第2号に規定する寝台料金及び同項第4号に規定する特別船室料金」に改め、同条第1号中「旅客運賃」を「運賃」に改める。

第10条を削る。

第11条の見出しを「（その他の交通費）」に改め、同条第1項中「条例第16条」を「条例第15条」に、「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第2項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項中「条例第17条」を「条例第16条第2項」に改め、同条第2項中「車賃の額の計算」を「その他の交通費の額」に、「行うものとする。」を「計算したものによって支給する。」に改め、同条を第11条とする。

第13条を削り、第11条の次に次の4条を加える。

（宿泊費）

第12条 条例第17条に規定する宿泊費の額は、別表第3の左欄に掲げる職員等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる宿泊費の額を上限とした実費額により支給する。ただし、次項各号に規定する宿泊に係る特別な事情がある場合は、この額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

2 条例第17条に規定する宿泊に係る特別な事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 交通機関等の事故

(2) 天災

(3) その他広域連合長が必要と認めるやむを得ない事情
(宿泊手当)

第13条 条例第19条に規定する宿泊手当の額は、1夜当たり2,400円を支給する。

(旅行雑費)

第13条の2 条例第19条の2に規定する旅行雑費の額は、1日当たり1,100円を支給する。

(日額旅費)

第13条の3 条例第20条第1項に規定する長期間の研修、講習、訓練、その他これらの目的のための旅行（以下「研修等のための旅行」という。次項において同じ。）で規則で定めるものは、宿泊を伴う研修等のための旅行であって、その宿泊施設が主催者により指定されているものとする。

2 条例第20条第2項に規定する日額旅費の額は、1日につき研修等のための旅行に必要と認められる宿泊費、食費、研修費等の経費の総額をその旅行の期間の日数で除した額とし、支給方法は、条例第6条に掲げる旅費の支給方法に準じて支給する。

第14条中「車賃」を「その他の交通費」に、「、第12条」を「、第11条」に改める。

第16条から第18条までを削り、第19条を第16条とする。

別表を削り、附則の次に次の3表を加える。

別表第1（第1条の3関係）

区分	職員等
特別職の職員等	(1) 広域連合長及び副広域連合長 (2) 広域連合議会議員 (3) 選挙管理委員及び監査委員 (4) その他広域連合長が定める者
一般職の職員等	(1) 一般職の職員 (2) 臨時職員及びこれらに準じる職の職員

別表第2（第7条関係）

旅費請求書に添付すべき書類

旅費の区分	書類
条例第3条第6項に規定する喪失旅費	交通機関の事故を証明するに足る書類及び喪失額を証明する書類

条例第12条第1項に規定する鉄道賃（第3号の規定を除く。）	運賃の等級及び額を証明するに足る資料（運賃の等級が区分された鉄道による移動の場合に限る。） 支払を証明するに足る領収書（支払命令者が必要と認める場合に限る。）
条例第13条第1項に規定する船賃（第2号の規定を除く。）	運賃の等級及び額を証明するに足る資料（運賃の等級が区分された船舶による移動の場合に限る。） 支払を証明するに足る領収書（支払命令者が必要と認める場合に限る。）
条例第12条第1項第3号及び条例第13条第1項第2号に規定する寝台料金	支払を証明するに足る領収書その他の書類
条例第14条に規定する航空賃	支払を証明するに足る領収書（支払命令者が必要と認める場合に限る。）
条例第15条に規定するその他の交通費	支払を証明するに足る領収書（支払命令者が必要と認める場合に限る。）
条例第17条に規定する宿泊費	支払を証明するに足る領収書（支払命令者が必要と認める場合に限る。）
条例第18条に規定する包括宿泊費	その移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の内容を証明するに足る資料 支払を証明するに足る領収書（支払命令者が必要と認める場合に限る。）
条例第23条に規定する退職者等の旅費	退職等の理由、退職等の命令を受けた日にいた地及び所定の期間内に帰住したこと又は退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類
条例第24条第1項に規定する遺族の旅費	職員の死亡地及び職員と遺族の関係を証明する書類

別表第3（第12条関係）

区分	宿泊費基準額（1泊につき）
特別職の職員等	(1) 宿泊地が東京都内の場合 27,000円 (2) 宿泊地が東京都外の場合 20,000円
一般職の職員等	(1) 宿泊地が東京都内の場合 19,000円 (2) 宿泊地が東京都外の場合 14,000円

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。